

ジブラルタ生命の
米国ドル建認知症保障終身特約
 (無解約返戻金型)〔無配当〕



米国ドル建介護
 保障付終身保険
 (低解約返戻金型)
 専用の特約です

ご存知ですか？

介護が必要となった主な原因

第1位 は「**認知症**」です!

※出典:表表紙下に記載

認知症の前段階である「**軽度認知障害(MCI)**」も注目されています。



この特約は「**認知症**」に加えて
 「**軽度認知障害(MCI)**」にも
 備えることができる特約です。

軽度
 認知障害
 (MCI)

認知症

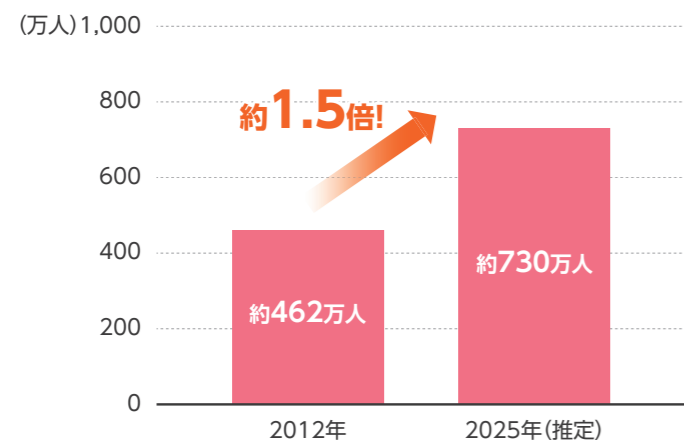
1 「軽度認知障害(MCI)」と「認知症」についてご存知でしょうか？

認知症は突然発症するのではなく、健康な状態から徐々に進行していきます。この健康な状態と認知症の間にあるのが「軽度認知障害(MCI)」とよばれる状態です。



2 「認知症」になる可能性は十分にあります。

● 認知症患者の将来推定(2025年)



2025年の65歳以上の認知症患者の割合は約5人に1人になると予想されます

[出典] 内閣府「平成29年度版高齢社会白書」、厚生労働省「今後の高齢者人口の見通し」



認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)になる可能性もあるかも？

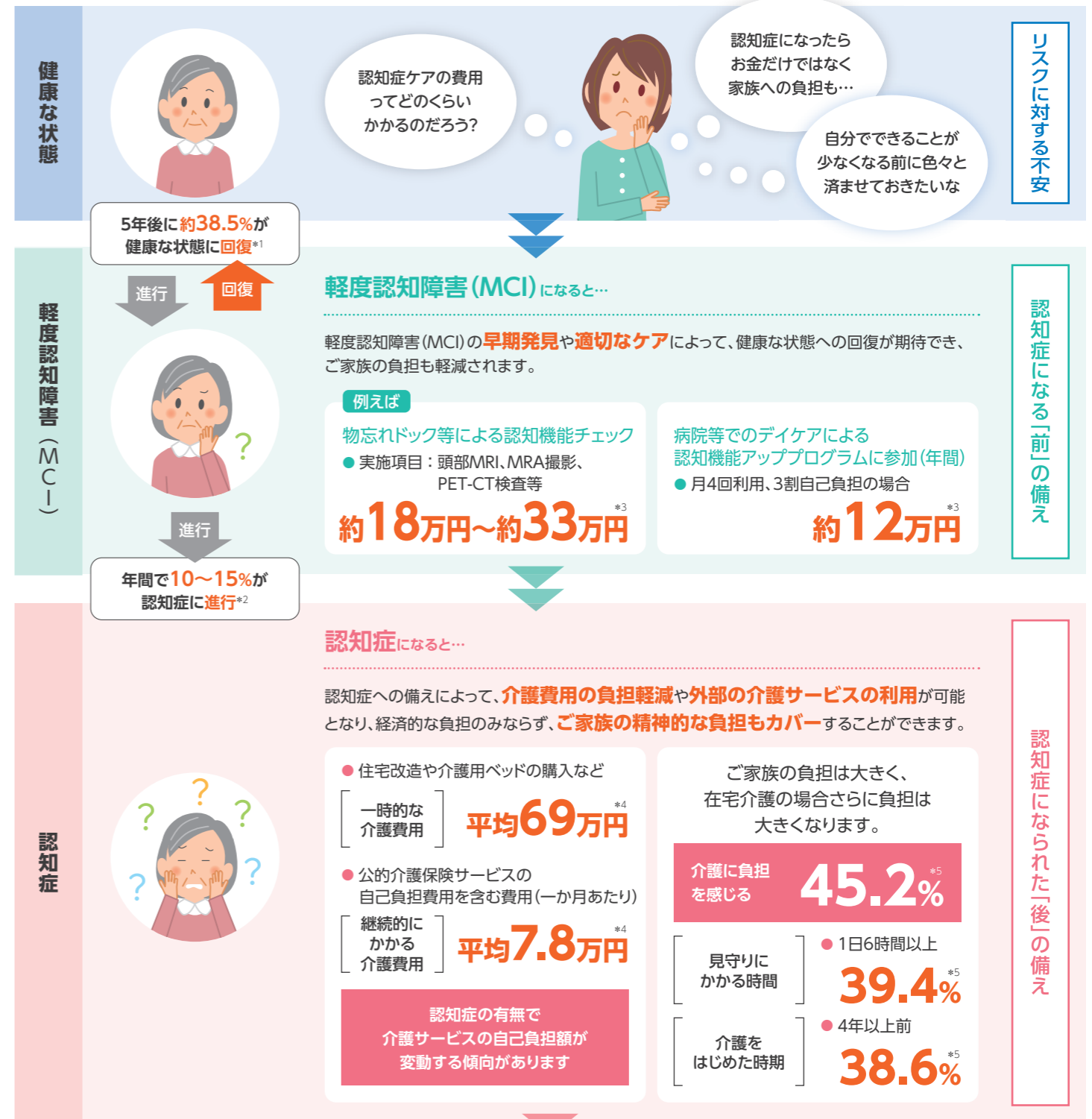
「若年性認知症」とは？ 65歳未満も認知症にかかる可能性も？

一般的に65歳以上に多いといわれている認知症ですが、**65歳未満が発症する場合は「若年性認知症」とよばれます。**若年性認知症の患者数は**3.78万人**といわれ、**平均年齢は51.3歳となります**(2009年発表時点)。若年性認知症の場合は、多くの方が仕事や子育て等を現役でされている場合が多いため、いざというときのために、**ご家族への負担をカバーできるように検査や介護費用等への備えをすることが大切です。**

[出典] 厚生労働省「平成21年3月 若年性認知症の実態等に関する調査結果の概要及び厚生労働省の若年性認知症対策について」



3 「軽度認知障害(MCI)」の早期発見と適切なケアによる回復効果への期待と、「認知症」の経済的・精神的負担への備えが大切です。



この特約は「軽度認知障害」「器質性認知症」に備える、米ドル建の特約です。

1 「**軽度認知障害**」になられたときに、**軽度認知障害保険金***をお受取りいただけます。*認知症保険金額の30%の額

次の①および②のいずれにも該当されたとき、保険金をお受取りいただけます。

- ①この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降に軽度認知障害に該当したとき
- ②医師によって認知機能検査および画像検査により、①に定める軽度認知障害と診断確定されたとき

2 「**器質性認知症**」になられたときに、**認知症保険金**をお受取りいただけます。

この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降に器質性認知症に該当したと医師によって診断確定されたとき、保険金をお受取りいただけます。

「器質性認知症」とは、認知症の状態の中で、当社の約款に支払事由として定めているものをさします。
(例)アルツハイマー型認知症・血管性認知症 等

3 **解約返戻金**をなくすことで、**特約保険料が割安**です。



4 **不慮の事故**により所定の身体障害状態になられた場合、以後の特約保険料の**お払込みが免除**になります。



本特約についてご確認ください

- 米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の介護保障50%プラン/100%プランに付加することができる特約です。
主契約の新契約時、および中途付加も可能です。※この特約を単独でご契約いただくことはできません。
- 主契約の死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金を支払われた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。
なお、主契約のお支払事由が器質性認知症を原因とした場合は、軽度認知障害保険金と認知症保険金(すでに軽度認知障害保険金をお受取りいただいている場合は認知症保険金)をお受取りいただいた後に特約は消滅します。

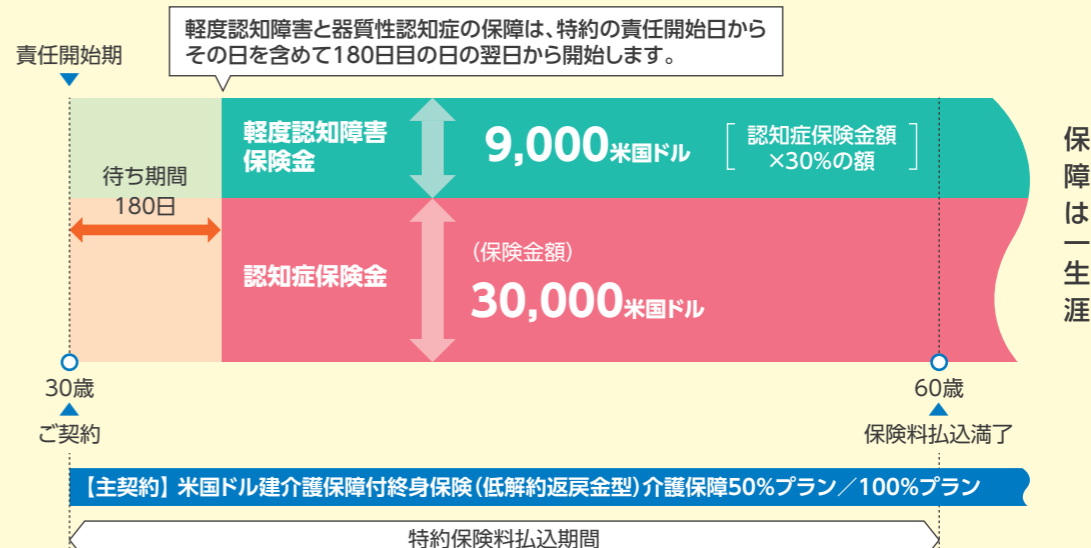
詳しくは4ページ・裏表紙にも記載されています。ご検討いただく際にはご確認ください。

! 米ドル建の特約のため、為替変動により円で払込む保険料や円で受取る保険金等が変動します。

為替リスクについて 詳しくは5~6ページ

⇒ 商品のしくみ

(イメージ図) 新契約時に付加する場合



⇒ 保険金のお受取り例

軽度認知障害保険金 9,000米ドル	認知症保険金 30,000米ドル	介護保険金 【主契約】
------------------------------	----------------------------	----------------

「**軽度認知障害**」になられた場合



軽度認知障害保険金をお受取りいただけます。

特約継続
9,000米ドル
※軽度認知障害保険金お受取り後も保険料は変わりません。

「**軽度認知障害**」になり、その後「**器質性認知症**」に進行した場合



軽度認知障害保険金のお受取り後、さらに認知症保険金をお受取りいただけます。

特約継続 → 特約消滅
9,000米ドル + **30,000米ドル**
※軽度認知障害保険金お受取り後も保険料は変わりません。

「**器質性認知症**」になられた場合



軽度認知障害保険金と認知症保険金の両方をお受取りいただけます。

特約消滅
9,000米ドル + **30,000米ドル**

主契約+特約

主契約が「**器質性認知症**」を原因とした介護保険金の支払事由に該当された場合



主契約の介護保険金に加えて、軽度認知障害保険金と認知症保険金の両方をお受取りいただけます。

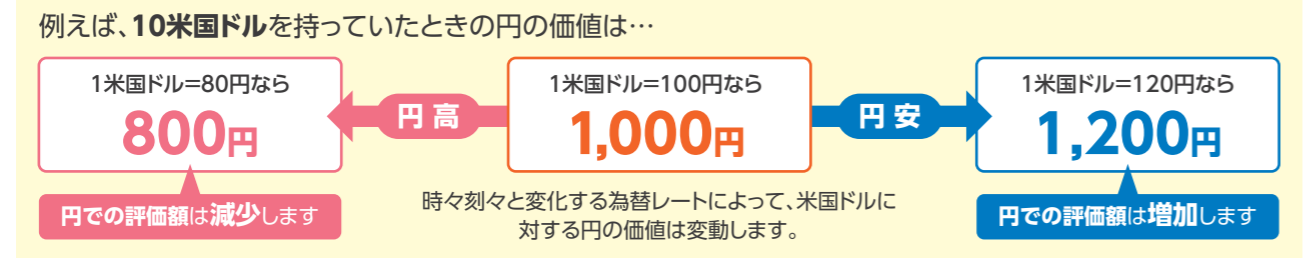
特約消滅
9,000米ドル + **30,000米ドル** + 介護保険金【主契約】

この特約には為替リスクがあります

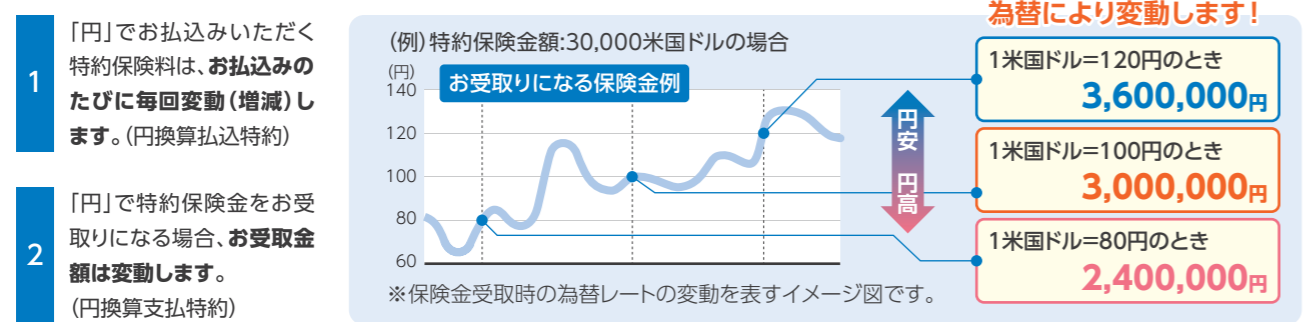
この特約は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた既払込保険料総額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- この特約にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で特約保険料等をお支払いいただく場合の為替レートと円で特約保険金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

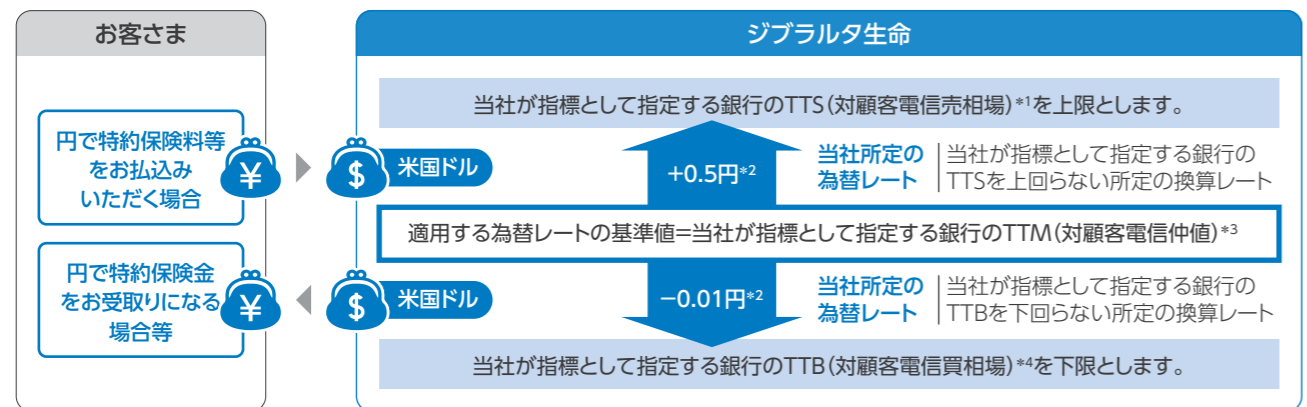
「円安」「円高」の変動で特約保険料・特約保険金等が変わります



「円」でお取扱いする際の注意事項
この特約を円でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々当社が設定するものです。



当社所定の為替レートについて



*1 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート
*2 2021年4月1日現在。将来変更される可能性もあります。
*3 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)
*4 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート

※当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。また、TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

保険料のほかにご負担いただく費用があります

保険関係費用	お支払いいただく特約保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。
外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用	<p>【円で特約保険料等をお支払いいただく場合の費用】 当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円*/1米国ドル)が含まれております。</p> <p>【円で特約保険金をお受取りになる場合等の費用】 当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円*/1米国ドル)が含まれております。</p> <p>【米国ドルで特約保険金をお受取りになる場合等の費用】 お取扱いの金融機関により、当社が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)</p>
特約保険金を年金で受取る場合にご負担いただく費用	<p>年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*を年金支払日の年金原資から控除します。</p> <p>*保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。</p>

*2021年4月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

この特約を「円」でお取扱いする場合の為替レートについて ※毎営業日の当日午前0時に公開します

当日の為替レートを確認する場合は下記へご連絡ください

ミナジブロック

コールセンター **0120-37-2269** 通話料無料

受付時間 平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

インターネット(ホームページ) <https://www.gib-life.co.jp/>

付加特約	対象	換算の基準となる日	適用する為替レート
円換算払込特約	第1回の特約保険料	特約保険料払込日(着金日)の前日	円で特約保険料等をお支払いいただく場合の為替レート
	第2回以後の特約保険料	特約保険料払込日の属する月の前月末日	
円換算支払特約	軽度認知障害保険金	所定の必要書類を当社にて受理した日の前日	円で特約保険金をお受取りになる場合等の為替レート
	認知症保険金		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※詳しくは5ページ「当社所定の為替レートについて」をご覧ください。

ご検討にあたって確認いただきたい事項

この特約を付加する場合には条件があります

●新契約時に付加する場合

主契約と同一の特約保険料払込期間のみ選択可能です。

●中途付加する場合

新契約で取扱をしている契約年齢範囲内かつ主契約の払込期間の範囲内で取扱可能です。また、主契約が年払込の場合は年払込、歳払込の場合は歳払込の中途付加のみ取扱います。ただし、主契約の保険料が払込免除となっている場合は、中途付加できません。

この特約は無効になる場合があります

●この特約の責任開始期以後に、この特約の待ち期間中（この特約の責任開始日からその日を含めて180日以内）に、器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合

この特約は無効となり、すでに払込まれた特約保険料は契約者に払戻します。

●この特約の責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていた場合

待ち期間経過後（この特約の責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降）に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合でも、認知症保険金または軽度認知障害保険金はお支払いできません。

この場合、この特約は無効となり、すでに払込まれた特約保険料は次の①②のいずれかのとおり取扱います。

- ① 契約者および被保険者が責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていたことを知らなかった場合
すでに払込まれた特約保険料は契約者に払戻します。
- ② 契約者または被保険者が責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていたことを知っていた場合
すでに払込まれた特約保険料の払戻しはありません。

この特約は消滅する場合があります

■ 認知症保険金をお受取りいただいた場合、この特約は消滅します。

■ 主契約の死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金を支払われた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。主契約のお支払事由が器質性認知症を原因とした場合は、軽度認知障害保険金と認知症保険金（すでに軽度認知障害保険金をお受取りいただいている場合は認知症保険金）をお受取りいただいた後に特約は消滅します。

■ 特約が消滅した場合でも、解約返戻金のお支払いはありません。

※ その他の消滅する事由については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この特約には解約返戻金がありません

■ この特約には解約返戻金がありません。そのため、この特約を解約しても解約返戻金のお支払いはありません。

その他

■ この特約に高額割引制度の取扱はありません。

■ この特約の特約保険料払込方法には月払・半年払・年払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。

■ この特約の特約保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。

■ 被保険者が受取る認知症保険金および軽度認知障害保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として、非課税になります。

※ 当パンフレットに記載している税務取扱については、2021年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※ 【表紙の出典】厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>



この印刷物は、利用者が実際に使う様子を客観的にきめ細かく観察、改善策を検討・立案した結果を適正に反映しました。使う人のことを大切に考えている印刷物の証です。認証番号:210031 認証機関:実利用者研究機構

